

景観配慮事例のご紹介（屋上広告物撤去）

建物の高い位置にある屋外広告物は、眺望景観に影響を与える要素の一つです。このため、尾道市では、平成19年施行の「尾道市屋外広告物条例」で、景観地区内の建物屋上への屋外広告物の設置を禁止し、関係者のご協力をいただきながら、撤去を進めています。（※条例施行前から設置してある屋外広告物は、当面の間設置が認められています。）

【ご協力者】大元歯科医院 様

【ご協力年月】平成27年9月

【施工会社】藤川建設株式会社（尾道市十四日町61-11）

【現地写真】

【撤去前】



【撤去後】



場所：尾道市尾崎本町4-9

【ご協力者より】 大元歯科医院 様

尾道市（まちづくり推進課）から、景観施策のため屋上看板の取り外しについての協力依頼があり、補助金があるということでしたので活用して取り外すことにいたしました。尾道市の景観向上に協力できたのであれば嬉しいことです。

国道2号線沿いの尾道大橋出入口が最寄りの当医院は、一般歯科などの診療を提供しています。駐車場もありますのでお車での来院も可能です。丁寧な説明、治療を心がけ、歯に関する様々な相談をお受けしていますので、お気軽にお越しください。